

令和 8 年度愛荘町障がい者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年度法律 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項に基づき、愛荘町における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

本方針で使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等

町において、物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条または国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する次に掲げる施設をいう。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障がい者
- (10) 在宅就業支援団体

5 物品等の調達対象品目

町が障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品
印刷製本、文具、紙製品、木工製品、縫製品、食品類およびその他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
除草作業、清掃作業、分別作業、回収作業、封入作業およびその他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達方針

- (1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を各課等で共有し、全庁的に同施設からの調達の推進に努めるものとする。
- (2) 各課等は、イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品および印刷物ならびに清掃業務等の軽作業およびその他障がい者就労施設等が提供可能な役務について、障がい者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。
- (3) 障がい者就労施設からの物品等の調達において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の活用にも努めるものとする。
- (4) 物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設に対し、可能な限り調達内容の仕様をわかりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等にも努めるものとする。
- (5) 障がい者就労施設に対して、物品等の質の確保や供給できる品目の拡大等、調達の拡大に向けた適切な情報提供にも努めるものとする。

7 物品等の調達に当たっての留意事項

- (1) 契約担当者等は、予算の適正な使用ならびに競争性および透明性の確保に留意しつつ地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する随意契約により調達を行う場合は、原則として愛荘町財務規則（昭和 59 年規則第 12 号）第 111 条に基づく見積りを徴する相手方として障がい者就労施設等を選定するよう配慮し、障がい者就労施設等からの物品等の調達にも努めるものとする。
- (2) 契約担当者は、発注の際、障がい者就労施設等の競争への参加が、不当に排除されないように留意するものとする。

8 調達目標および調達実績の公表

- (1) 本方針を策定または見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は翌年度 7 月に町ホームページ等により公表する。

9 調達目標額

当該年度における調達目標額は、800,000 円以上とする。

10 その他

- (1) 町民および町内の中小企業等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する周知に努めるものとする。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (3) この調達方針に関する担当窓口は、町福祉課とする。